

認定試験の一部を免除する特定の受験者
及び認定試験の実施期日、出願手続き等

平成 29 年 4 月 1 日制定

実験動物技術者資格認定規程第 6 条で会長が別に定める認定試験の一部を免除する特定の受験者及び認定試験の実施期日、出願手続き等については、次のとおりとする。

1. 実験動物 2 級技術者の認定試験

(1) 学科試験

原則として 8 月の第 3 日曜日に実施する。

(2) 実技試験

①原則として 11 月下旬の土曜日あるいは日曜日に実施する。

②受験対象者

ア. 特例認定高校生及び専門学校学生（以下、「特例受験者」という。）
の学科試験合格者

イ. その他の受験資格保有者（以下、「一般受験者」という。）は学
科試験の合否に関わらず受験できる。

(3) 認定試験の一部免除

①特例受験者が、学科試験に合格し実技試験に合格しなかった場合、以
降 2 年間は当該学科試験の試験を免除する。

②一般受験者が、学科試験、実技試験の一方のみに合格した場合、以降
2 年間は当該学科試験又は実技試験を免除する。

③通信教育受講者でスクーリングを受講しその修了試験に合格した者
が、認定試験において「マウス・ラット・その他のげっ歯類（ハムス
ター類、スナネズミ）」の科目を選択した場合、以降 2 年間は当該科
目の実技試験を免除する。

なお、スクーリングの修了試験は、その年度に実験動物 2 級技術者
の認定試験の実技試験で、「マウス・ラット・その他のげっ歯類（ハ
ムスター類、スナネズミ）」の科目を受験する通信教育受講者に限り
受けることができる。

(4) 試験会場等

試験会場、開始時刻、費用等は、日動協のホームページ等で公表する。

2. 実験動物 1 級技術者の認定試験

(1) 学科試験

原則として 9 月の第 2 週あるいは第 3 週の土曜日に実施する。

(2) 実技試験

①原則として 11 月下旬の土曜日あるいは日曜日に実施する。

②受験対象者

学科試験（必須科目、選択科目の両方）の合格者

(3) 認定試験の一部免除

①学科試験（必須科目、選択科目の両方）合格者には、以降 2 年間は学科試験（必須科目、選択科目の両方）を免除する。

②実技試験で、必須科目又は選択科目の一方のみに合格した場合、以降 2 年間は合格科目について実技試験を免除する。

なお、この実技試験免除は学科試験の免除期間のみに適用される。

③実験動物高度技術者養成研修会（白河研修会）受講者で、当該研修の中で行われる修了実技試験に合格した場合、以降 2 年間は必須の実技試験を免除する。

なお、この一部免除は、当該年度の学科試験に合格しその年度に行われる実技試験の受験者に限り適用される。

(4) 試験会場等

試験会場、開始時刻、費用等は、日動協のホームページ等で公表する。